

# 平成27年1月から70歳未満の人の高額医療費 自己負担限度額が変わります

国保

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったときに、申請により自己負担限度額を超えた金額が高額療養費として支給されています。平成27年1月からは、70歳未満の人の自己負担限度額を判定する所得区分が細分化され、それぞれの所得に応じた負担となるように下表のとおり限度額が変更されます。(住民税非課税世帯や70歳以上75歳未満の人の限度額に変更はありません)

なお、この変更に伴い、平成27年1月以降新たに70歳となる国民健康保険被保険者が属する世帯の区分判定の基準も一部見直されます。

## 70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

### ■現行 平成26年12月まで

所得区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者 ……(A)	150,000円 +医療費が 500,000円 を超えた場合 は、その超え た分の1%	83,400円
一般 ……(B)	80,100円 +医療費が 267,000円 を超えた場合 は、その超え た分の1%	44,400円
住民税 非課税世帯 ……(C)	35,400円	24,600円

2分化

2分化

変更なし

### ■平成27年1月から

所得区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者 総所得金額等が 901万円を超える ……(ア)	252,600円 +医療費が842,000円 を超えた場合は、 その超えた分の1%	140,100円
上位所得者 総所得金額等が 600万円を超え 901万円以下 ……(イ)	167,400円 +医療費が558,000円 を超えた場合は、 その超えた分の1%	93,000円
一般 総所得金額等が 210万円を超え 600万円以下 ……(ウ)	80,100円 +医療費が267,000円 を超えた場合は、 その超えた分の1%	44,400円
一般 総所得金額等が 210万円以下 ……(エ)	57,600円	
住民税非課税世帯 ……(オ)	35,400円	24,600円

※上位所得者…国保税の算定基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超える世帯  
所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます

※4回目以降…過去12カ月以内に同一世帯で限度額を超えた支給の回数が4回以上あった場合

問い合わせ先：健康増進課国民健康保険係 ☎ 23-3927

# 70歳未満の人がいる世帯の高額介護合算療養費も変わります

国保

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合は、国民健康保険と介護保険の限度額をそれぞれ適用した後、自己負担の年額を合算して限度額を超えた金額が申請により高額介護合算療養費として支給されています。今回の高額療養費の見直しに伴い、下表のとおり算定基準額などが変更されます。

## 70歳未満の人の合算した場合の限度額(年額)

### ■現行

所得区分	限度額
上位所得者	126万円
一般	67万円
住民税 非課税世帯	34万円

2分化

2分化

変更なし

### ■計算期間<平成26年8月~平成27年7月>

所得区分	限度額
上位所得者 総所得金額等が 901万円を超える	176万円
上位所得者 総所得金額等が 600万円を超え 901万円以下	135万円
一般 総所得金額等が 210万円を超え 600万円以下	67万円
一般 総所得金額等が 210万円以下	63万円
住民税非課税世帯	34万円

### ■計算期間<平成27年8月以降>

所得区分	限度額
上位所得者 総所得金額等が 901万円を超える	212万円
上位所得者 総所得金額等が 600万円を超え 901万円以下	141万円
一般 総所得金額等が 210万円を超え 600万円以下	67万円
一般 総所得金額等が 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

問い合わせ先：健康増進課国民健康保険係 ☎ 23-3927  
社会福祉課介護保険係 ☎ 23-3968